

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日
監査委員公表日	平成30年4月20日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 平成29年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
237	127	7	371

※1つの指摘・意見に対して複数の部局が回答している場合、按分して計算

### 第3章 強制徴収公債権

#### 第2 市税

##### 第2の1 個人市民税

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
4 指摘 【特別徴収義務者の指定の取消】 岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである。	具体的に該当性を判断する基準の作成について検討中である。	△	財政部	市民税課	3218	498
5 指摘 【特別徴収義務者の指定の取消】 書類回付ではなく、実際に、合議して、特別徴収義務者の指定の取消を決定すべきである。また、合議の内容を議事録として記録に残すべきである。	基準に沿って合議の上で決定をし、内容を議事録として記録に残すことについて検討中である。	△	財政部	市民税課	3218	498
6 指摘 【刑事告発の検討】 特別徴収義務者の未納事業者のうち、納付意思もなく、滞納処分の実効性もない悪質な事案については、地方税法第324条第3項に基づいて刑事告発を検討すべきである。	中核市全市へ照会したところ、実施している市は無かった。 今後も県や他都市の事例調査を行ったうえで、実施可否について判断する予定。	△	財政部	税制課	3201	498

##### 第2の6 軽自動車税

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
17 指摘 【免除申請の添付書類】 「軽自動車税の免除申請及び現況届について(通知)」と題する書面には、2年目以降の申請においても、免除を必要とする事由を証明する書類を添付させるべきである。	中核市全市へ照会したところ、毎年実施している市は12%であった。 今後も、引き続き他都市等の状況を参考に検討する。	△	財政部	税制課	3205	499
18 意見 【第二次納税義務】 所有権留保の場合、第一次納税義務者である買主に対する滞納処分も実効性がない場合、第二次納税義務者である売主に対する納入の通知、督促、催告、滞納処分を実施することが望ましい。	中核市全市へ照会したところ、実施している市は無かった。 今後も引き続き納税課と協議し、事務取扱についてマニュアルの作成を進めていく。	△	財政部	税制課	3205	499

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第2の7 市たばこ税

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
19 指摘 【申告内容の確認】 岐阜県など関係機関とも協議の上、製造たばこの製造者、卸売販売業者の本店及び支店への立入調査や、申告書の裏付資料を徴求して、申告書の記載本数と照合することを検討すべきである。	中核市全市へ照会したところ、実施している市は無かった。 今後も定期的な調査を実施する予定はないが、申告書に疑義が生じた場合は帳簿資料の提出などを求める体制を整えておく。	○	財政部	税制課	3205	500

## 第2の8 入湯税

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
21 意見 【立入調査】 臨時の立入調査を設けたり、実施時期を随時にしたり、毎年、半数ずつ順番を入れ替えて実施したりするなど、立入調査時期を固定しないようにすることが望ましい。	平成30年度以降、立ち入り調査時期を固定しないようにすることとした。	○	財政部	税制課	3205	500

## 第2の9 滞納整理

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
22 指摘 【滞納削減アクションプラン】 平成27年度滞納整理実施計画書で宣言したとおり、「市税滞納削減アクションプラン」を策定し、岐阜市ホームページに公開すべきである。	平成29年度から31年度を期間とする「市税滞納削減アクションプラン」を平成29年8月に策定し、ホームページに公開済みである。	○	財政部	納税課	3265	500
25 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。また、②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	督促手数料を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。	△	財政部	納税課	3265	501
26 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	延滞金を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。	△	財政部	納税課	3265	501
27 指摘 【滞納処分】 預金債権のほか、給与債権や売掛金債権などに対しても、滞納処分を積極的に実施すべきである。第三債務者が、調査に回答しない場合や滞納処分に協力しないと回答している場合でも、滞納処分を実施すべきである。仮に、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払いがない場合は、取立訴訟の実施を検討すべきである。	滞納処分については、換価が容易なものから着手しているが、完納に繋がりがやすい給与、売掛金についても差押えを行った。第三債務者の回答については、協力が得られるよう、丁寧に説明を行った。滞納処分後に第三債務者からの支払いが遅延する場合には催告などを行い、取り立てをした。	○	財政部	納税課	3265	501

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
28 意見 【死亡者課税】 「共有・死亡者課税及びそれに係る滞納処分」についての検討会に基づく検討結果を整理し、速やかに、賦課変更などを実行することが望ましい。また、死亡者課税の賦課変更などについての要綱、マニュアルも、できるだけ早期に、整備をすることが望ましい。	課税事務については、平成28年度から「納税課からの依頼による賦課替えマニュアル」を作成し、速やかに対応できる体制を整えた。平成28年度から継続的に現に所有する者への賦課替え、納税承継等を行っている。 徴収事務については、平成29年度は積極的に死亡者課税への対応を実施した。相続人調査の結果により賦課替え、納税承継及び執行停止のケースに分けて対応を行っており、納税課のマニュアルについては整備中である。	△	財政部	納税課、資産税課	3265 3231	501
29 指摘 【相続人に対する請求】 滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している市税を請求すべきである。	固定資産税など死亡後も資産の所有者登記が変更されず死亡者のまま課税が続けられている案件を中心に着手した。	○	財政部	納税課	3265	501
30 意見 【官報情報の共有】 納税課が中心となって、官報公告の情報共有体制を築き、岐阜市の債権について漏れなく、債権の届出ができる体制を整えることが望ましい。	債権取扱課の徴収環境などが各課で異なっており、現状の運用を拡大しつつ、全庁的に統一した運用をできるかどうかを含めて、引き続き検討を行う。	△	財政部	納税課	3265	501
31 意見 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、納税課を中心にして滞納者の税務情報を共有する体制を築くことが望ましい。	中核市の情報共有方法・範囲について調査を行い、参考となる京都市の運用方法をもとに岐阜市で実施するにあたっての基準の策定に着手した。	△	財政部	納税課	3265	502
32 意見 【税務情報の共有】 税務情報を含む個人情報の取得及び目的外利用について滞納者の同意を取得しているのであれば、納税課は、非強制徴収公債権の担当者又は私債権の担当課(担当係・担当者)に対し、税務情報(国税徴収法に基づく調査の結果、把握している資産情報や滞納情報を含む。)を提供することが望ましい。	中核市の情報共有方法・範囲について調査を行い、参考となる京都市の運用方法をもとに岐阜市で実施するにあたっての基準の策定に着手した。	△	財政部	納税課	3265	502

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日
監査委員公表日	平成30年4月20日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
33 意見 【戸籍情報の共有】 戸籍を取得して、相続人調査を実施した場合、それぞれの課に、情報提供することが望ましい。	相続人情報の一部については、すでにシステム上で情報共有できているが、すべての情報が共有されているわけではないので、引続き方法について検討する。	△	財政部	納税課、資産税課、市民税課	3265 3231 3220	502
35 指摘 【延滞金の減免】 岐阜市税延滞基準第2条第2号に該当することを理由に延滞金の減免を決定する時は、会議を実際について協議し、会議録を残すべきである。	申請が提出された場合、課長、特別整理係長、各徴収係長、担当者で減免の可否についての協議を行うこととし、その議事録を減免申請の決裁に添付することとした。	○	財政部	納税課	3265	502

## 第3 利用者負担額(保育料)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
37 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	督促状を発付するため、平成30年度にシステム改修業務委託に係る経費を予算計上済である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	502
38 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	督促手数料及び延滞金を徴収できるよう、平成30年度にシステム改修業務委託に係る経費を予算計上済である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	502
39 指摘 【滞納処分】 速やかに、「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱」を決裁するなどして、悪質な滞納者につき差押えが実施できるようなマニュアルを作成すべきである。	滞納処分の実施体制の整備とあわせ、マニュアルの内容について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
40 指摘 【滞納処分】 滞納処分の実施体制を早急に整備した上、滞納処分の実施を検討すべきである。	滞納処分の実施体制を整備できるよう、検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
41 意見 【児童手当からの特別徴収】 利用者負担額を滞納している保護者等については、児童手当からの特別徴収を行うことが望ましい。	児童手当からの特別徴収ができるよう、平成30年度にシステム改修業務委託に係る経費を予算計上済である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
42 意見 【延長保育の制限】 利用者負担額の滞納者に対しては、延長保育の利用制限を検討することが望ましい。	滞納者に対する延長保育の利用制限をすることについて課題を整理したうえでその是非について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日
監査委員公表日	平成30年4月20日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
43 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	他課の書式を参考に、納付相談記録の書式を作成していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
44 意見 【債務承認書の取得】 納付相談を実施した場合、分納の誓約に至らなかった場合でも、債務承認書を取得することが望ましい。	滞納処分の実施体制の整備とあわせ、債務承認書の様式について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
45 意見 【分納誓約書及び債務承認書の記載事項】 分納誓約書や債務承認書に、「納付しない場合」や「資産等が見つかった場合」には滞納処分を実施されても異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	滞納処分の実施体制の整備とあわせ、様式の内容について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
46 意見 【分納誓約書及び債務承認書の記載事項】 分納誓約書や債務承認書に、税務情報を含む滞納者情報の取得・目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	滞納処分の実施体制の整備とあわせ、様式の内容について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
47 意見 【連帯保証人の徴求】 滞納が生じている債務者については、納付相談の際などに、滞納額の支払について連帯保証人を求めることが望ましい。	保育料について連帯保証人を求めることについての課題を整理した上でその是非について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
49 指摘 【民間保育所に対する滞納情報の提供】 「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書」による同意の対象に、民営施設への滞納情報の提供を追加すべきである。	平成30年度用の「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書」に、保育施設への納付情報の提供に同意する旨の字句を追加した。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	504

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第6 国民健康保険料

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
58 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得・目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	税務情報を含む滞納者情報の取得について、総務省の見解を踏まえつつ、今後も継続して検討していく。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
59 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	督促手数料を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
60 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	延滞金を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
62 指摘 【滞納処分】 滞納処分については、今後も、預金債権のほか、給与債権や売掛金債権なども、積極的に、実施すべきである。特に、給与債権や売掛金債権について、第三債務者が、調査に回答しない場合、滞納処分を実施すべきである。また、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立訴訟についても、実施を検討すべきである。	滞納処分については、換価が容易なものから着手しているが、現体制においては完納に繋がりがやすい給与についても差押えを行うこととしている。第三債務者の回答については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。支払いがない場合には取立訴訟についても今後も継続して検討が必要と考えている。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
63 指摘 【相続人に対する請求】 単身世帯や滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している国民健康保険料を請求すべきである。	死亡した単身者等の案件に着手するように検討していく。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	506

## 第7 介護保険料

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
70 意見 【保険料の賦課－世帯主】 「主として生計を維持する者」と、住民登録上の「世帯主」と異なる場合には、「世帯変更届」の提出を指導し、それに従わない場合は、「主として生計を維持する者」について介護保険法第132条第2項の「世帯主」と認定して、連帯納付義務を賦課することが望ましい。	中核市へ照会した。「世帯主変更届」提出の指導及び住基上の世帯主とは別に、主な生計維持者を「世帯主」と認定して連帯納付義務を賦課する事は非常に難しいため、他市の動向を確認しつつ検討中である。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
71 指摘 【保険料の賦課－不現住者に対する被保険者資格】 現場調査等を実施して、不在であることが判明した案件については、職権削除等をするよう、市民課に報告すべきである。	地主等より行方不明等の申し出があった場合は、市民課へ調査を依頼しているが、今後居所不明と推測される者は現場確認を実施し、行方不明と判明した者は、市民課へ報告を行う。	○	福祉部	介護保険課	2458	507

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日
監査委員公表日	平成30年4月20日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
72 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。 【改善報告】	介護保険システムの記録欄に納付相談の内容を入力し納付相談記録としている。記録欄に入力する事項は係内で統一している。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
73 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書には、誓約に違反した場合の滞納処分について異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	他市及び他課の納付誓約書を参考に、誓約者の確認事項欄に滞納処分について項目を設けた納付誓約書の見直し案を作成予定である。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
74 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	他市及び他課の納付誓約書を参考に、納付誓約書の見直し案を作成したが、同意条項については検討中である。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
75 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	中核市へ照会した。他市の状況を参考に、全庁的な課題であるため、他課と足並みを揃えて対応を検討する予定である。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
76 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	中核市へ照会。他市の状況を参考に、全庁的な課題であるため、他課と足並みを揃えて対応を検討する予定である。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
77 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	中核市へ照会した。他市の状況を参考に、他課と足並みを揃えて対応を検討する。部内他課とは税務担当課から受けた情報を共有して実務にあたっている。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
79 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条等の調査に基づいて取得した調査情報は、強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないようにするよう取り決めるか、経過記録とは別の書式で管理すべきである。	通常の相談記録を入力する記録欄とは別枠で、入力者・閲覧者を限定し管理する方法を検討中である。	△	福祉部	介護保険課	2458	508

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日
監査委員公表日	平成30年4月20日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
80 指摘 【滞納処分】 滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである。	臨戸訪問を実施し催告等行った。今後も臨戸訪問等を実施する中で、滞納者に接触し、滞納理由等、実態を把握した上で、対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
81 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである。	中核市へ照会した。他市の状況を参考に対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
82 指摘 【相続人に対する請求】 滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである。	中核市へ照会した。他市の状況を参考にしつつ、全庁的な課題であるため、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
83 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	臨戸訪問を実施し催告等行った。今後も臨戸訪問等を実施する中で、滞納者に接触し、滞納理由等、実態を把握した上で、対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
84 指摘 【放棄・減免】 岐阜市介護保険料減免・減額取扱要綱第3条の判断において、課内会議等でケース会議を開いたのであれば、その結果を記録しておくべきである。また、ケース会議の議事録の書式を作成し、減免申請を認めるべき情報が記載されるようにすべきである。	減免・減額対象に該当するか否かの判断が統一化できるよう確認項目を設けたチェック表を作成。あわせて、案件の特記事項や係で協議した事柄があれば、その内容を記載できるように書式を整えた。	○	福祉部	介護保険課	2458	509

## 第8 後期高齢者医療保険料

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
91 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
92 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
93 意見 【コンビニ収納】 納付義務者の利便性を考慮して、コンビニ収納の導入についても、検討することが望ましい。	平成30年度の後期高齢システムの更新に合わせ導入について検討するなかで、コンビニ収納対応が出来る様、帳票書式を見直した。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510



# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日
監査委員公表日	平成30年4月20日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
94 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
96 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条等の調査による税務情報については、強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないようにするため、経過記録とは別の書式で管理すべきである。	現在、国税徴収法第141条等の調査は行っていないが、実施時には別の書式で管理する予定である。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
97 指摘 【国税徴収法による調査情報】 福祉医療課は、納税課より、滞納者の税務情報を取得すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
98 指摘 【滞納処分】 不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
99 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511
100 指摘 【相続人に対する請求】 費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511
101 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第11 下水料金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
107 指摘 【委託業務の範囲】 納入通知の再発行、納付相談及び納付誓約書の取付を受託業者に行わせるのであれば、岐阜市上下水道事業部徴収事務等委託規程として改正し、委託の対象に「徴収業務」を付加した。	平成29年8月28日付にて、岐阜市上下水道事業部徴収事務等委託規程を岐阜市上下水道事業部徴収事務等委託規程として改正し、委託の対象に「徴収業務」を付加した。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	512
110 指摘 【督促状における行政不服申立ての教示】 不服申立ての対象が下水料金に限られることを明示して、教示すべきである。	平成30年4月以降発送の督促状において、不服申立ての対象が下水料金に限られることを明示した。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	512
111 意見 【滞納処分】 「預金不足」ということで財産調査を終えるのではなく、調査権限があるのであるから、他の財産がないかの調査をすることが望ましい。	平成30年1月より、納付誓約書記入の際に、収支・財産状況(生活実態調査)報告書を作成し、今後はその報告書を参考に財産調査を実施していく。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	512
112 指摘 【延滞金の徴収】 延滞金を徴収すべきである。	平成30年4月より、延滞金徴収を実施する。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	512
113 指摘 【管理人に対する請求】 共同住宅などにおいては、連帯責任を負う管理人に対しても、下水料金を請求することを検討すべきである。	管理人の選定届の提出があったところで、下水料金の滞納が発生した場合、料金請求を検討していく。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	512
114 指摘 【管理人の届出】 排水設備の共同使用の場合には、管理人の選定及び届出を指導すべきである。	平成30年1月より、排水設備共同使用の場合には排水設備使用開始あるいは変更の届け出の際に、管理人の選定届を提出するよう指導している。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	513

## 第12 下水道事業受益者負担金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
115 指摘 【滞納処分】 滞納者の財産につき調査をし、徴収可能性がある場合には、公平の観点から、滞納処分を積極的に行うべきである。	平成29年度は、滞納者を増やさない取り組みとして、早期滞納者の臨戸徴収を試みた。今後は、過年度も滞納している滞納者に対する処分として、差押などの取り組みを検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3211	513
116 意見 【滞納処分】 限られた人員で効率よく債権の管理・徴収を行うため、マニュアルを整備することが望ましい。	催告書以降の滞納整理に対する総合的なマニュアルが作成できていない。引き続きマニュアルを整備していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3211	513

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
117 意見 【督促手数料の徴収根拠】 明確性の見地から負担金条例に、督促手数料も含め、督促に関する規定を設けることが望ましい。また、書類の送達及び公示送達についても、負担金条例で定めることが望ましい。	督促手続きに関する根拠法令は、都市計画法と市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例、公示送達の根拠法令は、地方自治法第231条の3第4項であり、条例の追加には至っていない。条例で定めるかどうかは、他都市の状況等を参考に、関係各課と協議する必要があり、検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3211	513
119 意見 【徴収猶予】 農地の場合にも、具体的な年数など猶予期間を定めることが望ましい。	岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表2には「農地転用まで徴収を猶予する」と規定しており、申請書の徴収猶予申請期間の欄には「農地転用まで」と記載している。また、地方税法第18条の2に時効の中断及び停止が規定されており、同条第4項の規定に基づき猶予がされている期間内は、時効が進行していないと解釈している。他都市では猶予期間を設定しているところがあり、その必要性を継続して検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3211	513

## 第13 不正利得返還金(介護保険課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
120 指摘 【滞納処分】 一律、滞納処分を実施しないのは避けるべきであり、入居者等の保護の観点からも問題が少ない場合については、滞納処分をすべきである。	処分実施が可能かどうかを含め、判断するための知識習得を行っている。	△	福祉部	介護保険課	2461	513
121 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	様式を作成すべく検討している。	△	福祉部	介護保険課	2461	513
122 意見 【分納誓約書の記載事項】 分納誓約書には、誓約に違反した場合の滞納処分について異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	条項を入れるべく検討している。	△	福祉部	介護保険課	2461	513
123 意見 【分納誓約書の記載事項】 分納誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	条項を入れるべく検討している。	△	福祉部	介護保険課	2461	514
126 指摘 【行政不服申立ての教示】 督促状において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。 【改善報告】	教示文を明記することとしている。	○	福祉部	介護保険課	2461	514

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
127 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	滞納者の情報の共有が可能か否かも含め検討している。	△	福祉部	介護保険課	2461	514
129 指摘 【国税徴収法による調査情報】 調査情報(納付原簿や滞納者との折衝記録ではない。)については、第三者行為求償事務担当者など強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないようにするため、経過記録とは別の書式で管理すべきである。	経過記録とは別の書式で管理すべく、具体的な方法について検討中である。	△	福祉部	介護保険課	2463	514
131 意見 【管理マニュアル】 過去5年間に発生した3件の不正利得事案の処理を参考にして、管理マニュアルを作成することが望ましい。	マニュアルが完成した。	○	福祉部	介護保険課	2461	515
132 指摘 【ケース会議の議事録】 ケース会議の議事録の書式を作成し、必要な情報が漏れなく議論でき、漏れなく記録できるようにすべきである。	記録を残すようにした。	○	福祉部	介護保険課	2461	515

## 第4章 非強制徴収公債権

### 第2 生活保護費返還金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
137 指摘 【履行延期の処分と延納利息】 岐阜市債権取扱規則で定められた記載事項を記載した書面を作成すべきである。	規則で定められた記載事項を記載した書面に改める。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	515
138 指摘 【担保の提供と延納利息の除外事由】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則で定める除外理由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	生保受給者においては、担保の提供が困難なため、規則で定める除外理由に該当する事実及び認定根拠を明記した決裁手続に平成30年度より改めていく。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
139 指摘 【第78条による徴収金の分割納付】 第78条による徴収金のうち、強制徴収公債権に該当する部分については、履行延期の処分ではなく、分納誓約という対応すべきである。	他の自治体の状況を参考にするなどし、生活保護費返還等の管理回収に関するマニュアルを作成する中で分納誓約をしていく。 現在、他の自治体の状況を参考にするためマニュアル等を取り寄せて、マニュアル(案)を作成済みであり、マニュアルを策定する見込みである。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
140 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討していく。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
141 指摘 【行政不服申立ての教示】 督促状には、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	督促状に行政不服申立ての教示文を明記した。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
142 指摘 【第80条免除の適用】 生活保護法第80条規定の「やむを得ない事由」が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続をすべきである。	生活保護法第80条免除が認められるケースについては、平成30年度中に、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続に改める。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
146 指摘 【第78条による徴収金の滞納処分】 第78条による徴収金のうち、強制徴収公債権に該当する部分については、債務者または相続人に対する滞納処分の実施を検討すべきである。	他の自治体の状況を参考にするなどし、生活保護費返還等の管理回収に関するマニュアルを作成し、来年度中に債務者または相続人に対する滞納処分を検討して行く。 現在、他の自治体の状況を参考にするため、マニュアル等を取り寄せて、マニュアル(案)を作成済みであり、マニュアルを策定する見込みである。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
147 指摘 【管理回収マニュアルの作成】 他の自治体に習うなどし、生活保護費返還金等の管理回収に関するマニュアルを作成すべきである。	現在、他の自治体の状況を参考にするため、マニュアル等を取り寄せて、生活保護費返還等の管理回収に関するマニュアル(案)を作成済みであり、年度内にマニュアルを策定する見込みである。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
148 指摘 【債権の管理方法】 管理簿には、督促をした日の記載をはじめとして、回収に向けて行った事務を記録する項目を作成し、記録しておくべきである。また、全債務者の延滞状況を常に漏れなく把握することのできるような債務者一覧表を作成すべきである。	督促した日等を記載できる様式を別途追加し、記録していくように改めた。 債務者の延滞状況を常に漏れなく把握することのできるような債務者一覧表を作成した。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
150 指摘 【消滅時効の起算点】 督促状による時効中断日は、発送日ではなく到達日である。時効の起算点を正しく認定すべきである。	消滅時効の起算点を、到達日に改めた。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
151 指摘 【相続人に対する対応】 死亡により廃止したケースでは、相続人に対して返還・徴収を求めるべきである。消滅時効期間が満了しないよう、相続人に対して時効中断のための措置をすべきである。	死亡により廃止したケースでは、相続人の調査等を来年度実施し、返還・徴収も検討していく。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	518

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第3 老人保護措置費負担金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
152 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	平成30年4月より督促状による督促を行う予定である。	△	福祉部	高齢福祉課	2135	518
153 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	平成30年4月より督促手数料及び延滞金を徴収する予定である。	△	福祉部	高齢福祉課	2135	518

## 第4 児童扶養手当返還金・子ども手当返還金・児童手当返還金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
155 指摘 【不正利得の確認(児童扶養手当返還金、児童手当返還金)】 返還金が発生した際に、不正利得であるかどうかの確認をする体制を構築し、実施すべきである。	返還金が発生した際に、受給者から生活実態や経済状況等を聴き取るなど、個々の世帯に応じた対応を取っている。	○	子ども未来部	子ども支援課	2203	518
156 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	回収事務を明記した事務取扱を作成した。督促手数料及び延滞金については、他市の状況や他の部署を参考に今後も引き続き督促事務の方法等に調査・研究をしていく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	518
157 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	他市の状況や他の部署を参考に今後も引き続き督促事務の方法等について調査・研究をしていく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	518
158 指摘 【管理回収マニュアルの作成】 少なくとも半年毎の催告状の送付など、督促を含めた回収事務を明記した返還金回収にかかるマニュアル等を作成し、実行すべきである。	回収事務を明記した事務取扱を作成した。	○	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
159 指摘 【法的手続による請求】 例外事由の有無を判断するため、債務者、相続人の所在、生活状態、資産状況等を調査・確認して、その結果を記録しておくとともに、その結果、例外事由が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。他方、例外事由が認められないのであれば、法的手続による請求をすべきである。	債務者等の生活状態、資産状況等の調査・確認方法などについて、他市や庁内関係部署を参考に引き続き調査・研究を行っていく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
160 指摘 【履行延期の処分決定審査(児童扶養手当返還金)】 岐阜市債権取扱規則第17条第1項の規定に従って、履行延期の処分決定時の審査を強化すべきである。	履行延期を申請する世帯は、返済能力が乏しい世帯が多いことから、個々の世帯に応じて今後も柔軟に対応していく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日
監査委員公表日	平成30年4月20日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
162 指摘 【履行延期の処分と延納利息】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則に定める例外事由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	例外事由が存在する場合は、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行う。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
163 意見 【履行期限の繰上げ】 支払いが滞った場合、履行期限の繰り上げを行うことを債務者に通知し、実行を検討することが望ましい。	支払いが滞りがちな世帯は、返済能力に乏しい世帯が多いことから、履行期限の繰り上げについては慎重に判断する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
164 指摘 【不納欠損と消滅時効の管理】 時効管理を適切に行うための明確な規定を作成し、可能な限りの時効中断措置を講じるべきである。債権回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることを検討すべきである。	明確な規定の作成や運営方法を検討中であり、今後は、他市や庁内関係部署を参考に進めていく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519

## 第5の1 住宅使用料

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
168 指摘 【連帯保証人に対する訴訟提起】 入居者に対して明渡訴訟を提起する際、連帯保証人も共同被告として滞納分の支払いを求めるべきである。	連帯保証人も共同被告とすることについて引き続き検討していく。	△	まちづくり推進部	住宅課	2672	520

## 第6 レンタサイクル使用料

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
171 指摘 【督促状による督促】 「レンタサイクル利用料金の未払いについて(通知)」という文書が、督促状であるならば、督促状であることが明確な文書にすべきである。	現在、岐阜市債権管理調整会議事務局(所管課:納税課)が、全庁的な方向性を検討しているため、全庁的な対応に合わせ、都市建設部も対応していく。	△	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	520
172 指摘 【督促手数料の徴収】 督促手数料を徴収すべきである。	現在、岐阜市債権管理調整会議事務局(所管課:納税課)が、全庁的な方向性を検討しているため、全庁的な対応に合わせ、都市建設部も対応していく。	△	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	520
173 意見 【徴収停止】 徴収停止の基準を定めた上、徴収停止を活用することが望ましい。	岐阜市債権管理調整会議事務局(所管課:納税課)にて、全庁的な徴収停止実施基準を策定する予定である。全庁的な対応に合わせ、都市建設部も対応していく。	△	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	520

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第7 し尿処理手数料

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
175 意見 【徴収停止】 徴収停止の基準を定めた上、徴収停止を活用することが望ましい。	債権管理調整会議で、徴収停止基準の作成中であるため、環境事業部も全庁的な方針に従い対応していく。	△	環境事業部	環境事業課	6288	521

## 第8 中央卸売市場施設使用料

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
176 指摘 【納期限の定め】 岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則第88条第1項を現状の運用に沿った内容に改正するか、同第4項により、市長が納期を別に定めるべきである。	平成29年度末に、現状の運用に沿った内容に規則改正を行い、平成30年4月1日に施行する。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
177 指摘 【行政不服申立ての教示-納入通知書】 納入通知書において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	債権管理調整会議にて問題提起し、行政課と教示の明記について協議している。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
178 指摘 【行政不服申立ての教示-督促】 督促状において、行政不服申立ての対象が、施設使用料に限られることを明示して、教示文を明記すべきである。	債権管理調整会議にて問題提起し、行政課と教示の明記について協議している。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
181 意見 【保証金の充当】 明確性の見地からも、保証金の充当期を、業務条例上明らかとすることが望ましい(敷金に関する岐阜市営住宅管理条例第11条参照)。	他部署の状況を参考にしつつ、保証金の充当期の明記について検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
183 指摘 【督促状による督促】 納期限後20日以内に、督促状により、督促をすべきである。	督促状については、今後、税外条例により納期限後20日以内に発送していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
184 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	債権管理調整会議での議論も注視し、他部署の状況も踏まえて検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
188 指摘 【使用料の減免】 使用料の減免を認める「特別な理由があると認めるとき」(業務条例第69条第4号)の基準及び金額の基準を具体的に定めるべきである。	平成29年度末に「特別な理由があると認めるとき」(業務条例第69条第4号)の基準及び金額の基準を定めた。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
189 指摘 【使用料の減免】 業者の経営状況を具体的に検証したうえで、真に必要な減免額を算出し、その検証を毎年行った上で、必要な場合に限り減免決定を行うべきである。	使用料の減免を認める「特別な理由があると認めるとき」の基準を定め、真に必要な減免額を算出し、真に必要な場合に限り減免を行っていく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522



# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第9 国保資格喪失後受診返還金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
193 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	督促手数料及び延滞金の徴収については、徴収方法等について全庁的に対応する必要があるため、検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	523
196 意見 【納付誓約書の記載事項】 今後、高額的事案が発生した場合に備えて、期限の利益喪失条項を入れて納付誓約書を作成することが望ましい。	期限の利益喪失条項を入れて納付誓約書を作成した。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	523
197 意見 【納付誓約書の記載事項】 今後、高額的事案が発生した場合に備えて、税務情報を含む滞納者情報の取得・利用についての同意条項を入れて納付誓約書を作成することが望ましい。	税務情報を含む滞納者情報の取得についての同意書を作成した。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	523
199 指摘 【国税徴収法による調査情報】 調査結果については、別書式にするか、課内で取り決めをして、強制徴収公債権の担当者しか見ることができないようにすべきである。また、非強制徴収公債権である資格喪失後受診返還金の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用について、同意書を取得すべきである。	税務情報を含む滞納者情報の取得についての同意書を作成した。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	524
200 意見 【他の債権担当課との連携による法的手続対応】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少くない場合(納税課における滞納処分の基準額となる5万円が目安になると思われる。)は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	全庁的な債権情報の共有について検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	524
201 意見 【徴収停止】 漫然と債権管理を放置したと評価されないために、徴収停止の措置を取ることが望ましい。	どのような場合に徴収停止措置をとるか検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	524

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第10 福祉医療費助成返還金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
204 指摘 【履行延期の処分】 岐阜市債権取扱規則で定められた記載事項を記載した書面を作成すべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討している。	△	福祉部	福祉医療課	2142	524
205 指摘 【履行延期の処分】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則で定める除外理由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討している。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525
208 意見 【他の債権担当課との連携による法的手続対応】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合(納税課における滞納処分の基準額となる5万円が目安になると思われる。)は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	滞納者に対する納付誓約書について、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式を整備した。しかし、全庁的に滞納者の情報共有を行うことが可能にする環境整備については、全庁的な課題になるため、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討していく。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525
209 指摘 【国税徴収法による調査情報】 将来、国税徴収法第141条に基づく調査を実施する場合に備えて、国税徴収法第141条の調査結果については、別書式にして、強制徴収公債権である担当者しか見ることができないようにするか、非強制徴収公債権(福祉医療助成資格喪失後受診医療費返納金)の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用等についての同意書を徴求しておくべきである。	課内には福祉総合システムと後期高齢システムが設置されているが、アカウント管理により、担当者以外がシステムを見ることはできないように環境整備がなされており、実際には調査結果を見ることはない。しかし、当該調査結果については、別書式にして担当者のみの閲覧するといった環境の強化を進める。また、既に、滞納者に対する納付誓約書については、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式を整備した。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525
210 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討していく。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成28年度	
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	
監査委員公表日	平成30年4月20日	

## 第11 岐阜市立女子短期大学授業料

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
214 指摘 【法的手続による請求】 弁護士を代理人とする内容証明での請求など専門 家対応を検討することも考えられるが、例外事由が ない限り、支払督促など訴訟手続による履行請求 を検討すべきである。	支払督促など訴訟手続きによる履行請求 については、全庁的に検討すべき事項と 思われるので、行政課等と協議し、対応を 検討したい。	△	女子短期大学	総務管理課	296-3131	526
215 指摘 【保証人の範囲】 明確性の見地から、保証人が署名・押印する誓約 書にて、保証人が負う義務を記載すべきである。	入学時に提出する誓約書の様式を見直 し、保証人が負う義務を記載した。	○	女子短期大学	総務管理課	296-3131	526

## 第12 岐阜薬科大学授業料

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
222 指摘 【法的手続による請求】 弁護士を代理人とする内容証明での請求など、専 門家対応も検討することも考えられるが、例外事由 のない限り、簡易裁判所での訴訟提起など訴訟手 続による履行請求を検討すべきである(債務者が 遠隔地であると支払督促で異議が出された場合に 裁判管轄が問題となる)。	行政課等と協議を行っている。 薬科大学だけの問題ではなく、全庁的に 検討すべき事項と思われるので、引き続き 行政課等と協議し、対応を検討したい。	△	薬科大学	庶務会計課	230-8100	527

## 第5章 私債権

### 第2 食費等サービス利用料金(第二恵光、第三恵光)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
226 指摘 【身元引受人の法的地位】 利用契約の内容を、身元引受人が食費等サービス 利用料金債務を連帯保証する形に改正すべきで ある。	実施するかしないかについては、今後他 都市の状況も踏まえて引き続き検討する。	△	福祉部	第二恵光、第 三恵光	232-4395	527
227 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきで ある。	督促状を平成29年8月より発送している。	○	福祉部	第二恵光	232-4396	527
228 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など) を作成して、用いることが望ましい。	平成30年3月に作成した。平成30年度より 使用する予定。	△	福祉部	第二恵光、第 三恵光	232-4395	528
229 意見 【分納誓約書の取得】 納付相談の結果、分割弁済をすることになった場 合には、身元引受人にも署名させる形で、分納誓 約書を取得することが望ましい。	分割納付誓約書を作成中。作成でき次 第、平成30年度より使用する予定。	△	福祉部	第二恵光	232-4395	528

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権
監査実施年度	平成28年度
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日
監査委員公表日	平成30年4月20日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
231 指摘 【消滅時効の管理一起算点】 督促状到達の翌日から再度時効期間が進行するものとして、時効を管理すべきである。	督促状送付を平成29年8月から始めており、督促状到達の翌日から再度時効期間が進行することを意識して管理することができている。	○	福祉部	第二恵光	232-4395	528

## 第3 福祉資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
236 指摘 【消滅時効と債権放棄①】 相続人からの回収を検討した上で、債権放棄することを検討すべきである。	借受人や連帯保証人が死亡している場合、相続人の調査を実施した。対象者に通知し回収を協議したうえで、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6161	529
237 指摘 【消滅時効と債権放棄②】 行方不明という事情のみにとらわれることなく、時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである。	適切な手続きを経てやむを得ない者については、今年度3月中に債権放棄に向けて着手することを関係課と調整中である。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6161	529
238 指摘 【管理体制の検討】福祉資金貸付金の担当課を生活福祉一課とは別の課にするか、生活福祉一課において福祉資金貸付金を中心的に担当する職員を配属することを検討すべきである。	生活福祉二課において、福祉資金貸付金を中心的に担当する職員を配属することを検討する。	△	福祉部	福祉政策課、生活福祉一課	6161	529

## 第4 住宅建築資金貸付金・同和向個人住宅建設資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
239 指摘 【保証人に対する請求、抵当権の実行】 例外事由の有無を判断するため、債務者、相続人、連帯保証人の所在、生活状態、資産状況等を調査・確認して、その結果を記録しておくとともに、その結果、例外事由が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。他方、例外事由が認められないのであれば、保証人に対する請求や抵当権の実行といった必要な措置をとるべきである。	債務者、相続人及び連帯保証人の所在等の調査・確認をしており、その結果を記録に残している。今後定期的に調査を行い、必要な決裁手続を行っていく。連帯保証人に対する請求や抵当権の実行といった措置については、必要に応じてとることとした。	○	市民参画部	人権啓発センター	6372	529
240 指摘 【催告の対象と頻度】 すべての債務者に対し、少なくとも1か月に1回以上、催告書の送付や訪問による催告などを行い、一括納付または早期の納付を求めるべきである。	債務者に、定期的に納付書の送付、訪問による徴取をしている。今後、納付状況を見ながら、1か月に1回以上、催告書の送付や訪問による催告などを行い、必要に応じて、一括納付または早期の納付を求めていくこととした。	○	市民参画部	人権啓発センター	6372	529

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
242 指摘 【遅延損害金の請求】督促や催告の際には遅延損害金の請求をし、各月の償還金元金が納入される際には遅延損害金を調定して納入の通知をすべきである。	遅延損害金の金額について納入時に確定するため、いつの時点で調定するか不明な点があり、検討中である。	△	市民参画部	人権啓発センター	6372	529
245 指摘 【時効中断措置の実行】一部納付も債務承認書の提出も拒否された場合、裁判上の請求による時効中断措置をとるべきである。	一部納付も債務承認書の提出も拒否された場合、必要に応じて裁判上の請求をすることとした。	○	市民参画部	人権啓発センター	6372	530

## 第5 母子父子寡婦福祉貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
247 指摘 【督促・催告等のマニュアル作成】債権回収について、具体的な処理手順を体系的にまとめたマニュアルを作成すべきである。	平成29年12月15日付にて、母子父子寡婦福祉資金滞納整理マニュアルを作成した。	○	子ども未来部	子ども支援課	2207	530
249 指摘 【違約金の調定期期】各月の償還金ごとに、滞納があったときは違約金を請求し、滞納となった月の償還金が納付された時点で、違約金の調定を行い、徴収すべきである。	庁内の状況も踏まえて、調定の時期や方法について引き続き検討を行う。	△	子ども未来部	子ども支援課	2207	530
251 指摘 【消滅時効と債権放棄】時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである。	委託先との協議等により債権の整理を進めている。今年度末に数件債権放棄予定である。	○	子ども未来部	子ども支援課	2207	530

## 第6 育英資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
253 指摘 【督促・催告等のマニュアル作成】債権回収について、具体的な処理手順を体系的にまとめたマニュアルを作成すべきである。	平成29年12月18日付にて、育英資金滞納整理マニュアルを作成した。	○	子ども未来部	子ども支援課	2207	531

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第7 水道料金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
257 指摘 【委託業務の範囲】 納入通知の再発行、納付相談及び納付誓約書の取付を受託業者に行わせるのであれば、岐阜市上下水道事業部検針事務等委託規程を改正し、委託の対象に「徴収業務」も付加すべきである。	平成29年8月28日付にて、岐阜市上下水道事業部検針事務等委託規程を岐阜市上下水道事業部徴収事務等委託規程として改正し、委託の対象に「徴収業務」を付加した。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	531
259 指摘 【督促状における行政不服申立ての教示】 不服申立ての対象が下水料金に限られることを明示して、教示すべきである。	平成30年4月以降発送の督促状において、不服申立ての対象が下水料金に限られることを明示した。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	531
260 指摘 【岐阜市債権取扱規則の適用】 岐阜市債権取扱規則の適用がないかを検討し、ないと解釈するのであれば、別途の規程を設けるべきである。	現在上下水道事業部の債権管理の根拠規定として、岐阜市債権取扱規則に順じて運用している。今後債権管理調整会議内での決定事項を含め、別途規程設置について検討を行っていく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532
261 意見 【遅延損害金徴収の検討】 下水料金についても遅延損害金を付すことを検討することが望ましい。	他中核市で水道料金遅延損害金徴収を実施している都市は少なく、かつ岐阜市法令にも徴収規定がないため、現時点では遅延損害金徴収を実施しないこととした。	×	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532
262 指摘 【取扱要綱に基づく給水停止の執行】 給水停止の執行猶予・執行停止をするためには、取扱要綱に従い、特別の事情がある場合を除き、滞納分の2分の1以上の納付を要求すべきである。	岐阜市上下水道事業部給水停止処分取扱要綱では、給水停止処分の執行猶予については滞納金額の2分の1以上の納付が前提であるが、給水停止業務実施要領にてやむを得ない事情に該当するものの記載がある。個々の詳細事案について、書類を作成し、詳細内容の把握判断を実施している。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532
264 指摘 【支払督促等の訴訟手続】 給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである。	現在、債権管理調整会議内で、支払督促に関するマニュアルの作成中であるとのこと。債権管理調整会議で方針が決定次第、課内方針を決定していく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532
266 指摘 【管理人に対する請求】 共同住宅などにおいては、連帯責任を負う管理人にも水道料金の請求を検討すべきである。	管理人の選定届の提出があったところで、水道料金の滞納が発生した場合、料金請求を検討していく。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532
267 指摘 【管理人の届出】 給水装置の共同使用の場合には、管理人の選定及び届出を指導すべきである。	平成30年1月より、給水装置共同使用の場合には、給水装置使用開始あるいは変更の届け出の際に、管理人の選定届を提出するよう指導している。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
268 指摘 【消滅時効期間の満了と不納欠損処分】 一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分を行う運用に改めるべきである。	不納欠損処分の運用については、収納可能な債権は、不納欠損処分は行っていないため、今後も回収措置を講じていく。現在、債権管理調整会議内で、徴収停止に関するマニュアルの作成中であるとのこと。今後債権管理調整会議と調整し、関係部署(私債権所管課)と検討をしていく。	△	上下水道事業部	営業課	4032-3219	532
269 指摘 【情報の共有】 滞納が発生した使用者に対し、下水料金の関係で得た情報を水道料金でも利用することに関する同意書の提出を求めるべきである。	平成29年10月より、納付誓約書内に、下水料金の関係で得た情報を水道料金でも利用することに関する同意欄を設置した。	○	上下水道事業部	営業課	4032-3219	533

## 第8 病院医業収益

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
272 意見 【入院誓約書及び保証書】 「入院誓約書及び保証書」の提出を受ける際に、誓約者欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載の筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、保証意思の確認を行うことが望ましい。	誓約書欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載欄の筆跡については、受付時に確認を行い、筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、保証意思の確認を行っている。	○	市民病院	医事課	4403	533
275 意見 【弁護士法人への回収業務の委託一委託業務の範囲】 岐阜市民病院と弁護士法人との間の業務委託仕様書を作成するにあたり、回収業務の委託内容につき、訴訟提起等法的手続きを含めることが望ましい。	本市には訴訟案件に対応する弁護士等があり、訴訟提起等法的手段が行えるため、業務委託の中で支払督促提起案件を抽出し、法的手続きを扱う部署(行政課)と協議し、平成30年3月に法的手続きに着手した。	○	市民病院	医事課	4403	533
280 指摘 【不納欠損処分の手続】 岐阜市民病院の財務に関する特例を定める規則第21条に基づき、債権放棄を行ったのちに不納欠損処分を行うべきである。	債権放棄を行った後に不納欠損処分を行うことについては、債権管理調整会議と調整し、関係部署(私債権所管課)と検討をしている。	△	市民病院	医事課	4403	534
281 意見 【補論(健康保険法第74条第2項及び国民健康保険法第42条第2項)】 催告や督促を実施しても回収できていない診療報酬、特に、弁護士法人に委託しても回収できていない診療報酬は、「善良な管理者と同一の注意をもってその支払をうけることに努めたにもかかわらず、・・・支払わないとき」に該当するのであるから、医事課は、保険者(岐阜市等)に対して、滞納処分を請求することが望ましい。	保険者に対して、当該規定による保険者の処分を請求するには、当院が善良な管理者と同一の注意(善管注意義務)をもって被保険者から一部負担金の支払の受領に努めたことを証明しなければならないこととなっている。保険者(岐阜市等)と当院が善管注意義務を果たした事を証明する具体的な方法について協議を行っている。	△	市民病院	医事課	4403	534

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

## 第9 中央卸売市場(電気料・水道使用料)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
287 指摘 【消滅時効と不納欠損処分】 決裁文書「中央卸売市場の債権に対する対応」を岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則に沿うよう改正するとともに、消滅時効との関係では、債権放棄した債権、時効の援用により時効消滅した債権について不納欠損処分すべきである。	債権放棄を行った後に不納欠損処分を行うことについては、債権管理調整会議等で関係部署(私債権所管課)と検討をしていく。その後、必要に応じて、決裁文書「中央卸売市場の債権に対する対応」を改正する。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	535

## 第10 土地建物貸付収入・使用損害金・弁償金(管財課分)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
290 意見 【分納誓約書の取得】 債務者に納付計画を立てさせ、当該計画に従い納付する旨の分納誓約書を取得することが望ましい。	該当債務者に履行計画等の申請書面を提出させている。	○	行政部	管財課	3168	535

## 第14 放課後児童クラブ事業実費負担額(学童保育料)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
306 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	納税課で使用している様式を準用することとした。(実施実績なし)	○	教育委員会	青少年教育課	6346	538
307 意見 【分納誓約書または債務承認書の取得】 納付相談の結果、分割弁済をすることになった場合には、分納誓約書を取得することが望ましい。分納誓約に至らなかった場合でも、債務承認書を取得することが望ましい。	納税課で使用している様式を準用することとした。(実施実績なし)	○	教育委員会	青少年教育課	6346	538

## 第15の1 第三者行為求償金(国保・年金課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
312 意見 【分納誓約書の記載事項-期限の利益喪失条項】 分納誓約書に期限の利益喪失条項を入れることが望ましい。	期限の利益喪失条項を入れて納付誓約書を作成した。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	538
313 意見 【分納誓約書の記載事項-同意条項】 分納誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	税務情報を含む滞納者情報の取得についての同意書を作成した。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	538



包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
317 指摘 【国税徴収法による調査情報②】 私債権の滞納者から国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用について、同意書を取得すべきである。	税務情報を含む滞納者情報の取得についての同意書を作成した。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	539
318 意見 【訴訟、強制執行のための情報共有】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	全庁的な債権情報の共有について検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	539
319 意見 【徴収停止】 滞納者が催告に応じず、訴訟等の法的手続が費用対効果に合わない場合、徴収停止の措置を取ることが望ましい。	どのような場合に徴収停止措置をとるか検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	539
320 意見 【債権放棄】 債務者が生活困窮状態にある状態や失踪状態などが認定できるのであれば、放棄を検討することが望ましい。	どのような場合に債権放棄するか検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	540

第15の2 第三者行為求償金(介護保険課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
322 指摘 【国保連との協議】 交渉経過や回収予定額等を含めて、送金通知前に、国民健康保険団体連合会に確認し、示談成立時点での介護給付額を基準とした求償額と、症状固定時点での介護給付額を基準とした求償額との差額を把握すべきである。	県内において、差額を把握している市町村がないことを国保連に確認済である。引き続き検討をすすめる。	△	福祉部	介護保険課	2461	540
323 指摘 【国保連との協議】 加害者保険会社が示談成立時点での介護給付額を基準とすることについて同意しない場合で金額の差異が大きい場合や、私病の範囲などについて大きな争いがある場合、介護保険課は、国民健康保険団体連合会と協議し、場合によっては、委託を解除して、訴訟提起などの法的措置を取ることが望ましい。	県内で国保連と協議を実施している市町村がないことを国保連に確認済である。引き続き検討をすすめる。	△	福祉部	介護保険課	2461	540
324 意見 【国保連との協議】 第三者行為求償債権の回収金額について、加害者保険会社と最終的に示談する前に、協議をすることができる規約にするよう、岐阜県国民健康保険団体連合会と交渉することが望ましい。	県内において、国保連と協議できる体制を構築している市町村がないことを国保連に確認済である。引き続き検討をすすめる。	△	福祉部	介護保険課	2461	540

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
325 指摘 【国税徴収法による調査情報】 今後、加害者と直接交渉する事例に備えて、加害者が被保険者である場合は、調査結果については、課内で取り決めをして、強制徴収公債権の担当者しか見ることができないようにするか、私債権(第三者行為求償事務)の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用等について、同意書を徴求するよう、同意書の書式を整えるべきである。	国税徴収法による調査情報は取得しておらず、滞納者もいないため現時点では問題は発生していない。 同意書の書式について、現在検討中である。	△	福祉部	介護保険課	2461	541
326 指摘 【給付免責】 示談書及び示談金額の提示書(計算書)をもとに、給付免責を実施すべきである。	該当事案について、相手方と覚書を締結し、実施している。	○	福祉部	介護保険課	2461	541

## 第15の3 第三者行為求償金(福祉医療課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
330 意見 【分納誓約書の記載事項-期限の利益喪失条項】 分納誓約書に期限の利益喪失条項を入れることが望ましい。	分納誓約書の使用事案はこれまでないが、今後に備えて、従来の様式を踏まえた上で文面の中に期限の利益喪失条項を組み入れて、分納誓約書を整備した。	○	福祉部	福祉医療課	2142	541
331 意見 【分納誓約書の記載事項-同意条項】 分納誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	分納誓約書の使用事案はこれまでないが、今後に備えて、従来の様式を踏まえた上で文面の中に当該条項を組み入れて、分納誓約書を整備した。	○	福祉部	福祉医療課	2142	541
333 意見 【訴訟、強制執行のための情報共有】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	滞納者に対する納付誓約書について、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式は整備した。しかし、全庁的に滞納者の情報共有を行うことが可能にする環境整備については、全庁的な課題になるため、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討していく。	△	福祉部	福祉医療課	2142	542
334 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条に基づく調査を実施する場合に備えて、調査結果については、別書式にして、強制徴収公債権の担当者しか見ることができないようにするか、私債権(第三者行為求償事務)の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用等について、同意書を徴求すべきである。	課内には福祉総合システムと後期高齢システムが設置されているが、アカウント管理により、担当者以外がシステムを見ることはできないように環境整備がなされており、実際には調査結果を見ることはないが、当該調査結果については、別書式にして担当者のみの閲覧するといった環境の強化を進める。また、既に、滞納者に対する納付誓約書については、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式が整備済である。	△	福祉部	福祉医療課	2142	542

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
335 意見 【国民健康保険法第64条の第三者行為求償事務との共同】 国保・年金課における損保会社のOBなど、第三者行為求償事務に精通している担当者が、両債権の求償事務を担当する方が望ましい。	福祉医療における第三者行為求償事務を効率的に進めるにあたって、現時点でできる限りの範囲で、国保・年金課所属の当該職員の専門知識に基づく助言と支援等を得ながら、それを参考にして当該事務を進めている。また、国保・年金課と福祉医療課の両課の当該求償事務が円滑かつ効率的に進捗できるよう、協力体制の構築や連絡調整の強化をより一層進めていくことを両課で確認した。	○	福祉部	福祉医療課	2142	542

## 第16 レンタサイクルに基づく損害賠償金

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
337 意見 【徴収停止】 徴収停止の基準を定めた上、徴収停止を活用することが望ましい。	岐阜市債権管理調整会議事務局(所管課:納税課)にて、全庁的な徴収停止実施基準を策定する予定である。全庁的な対応に合わせて、都市建設部も対応していく。	△	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	542

## 第18 斎苑の雑入(返還金及び弁償金)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
341 意見 【徴収停止】 いかなる場合に徴収停止措置を講じることが可能となるかという要件を明確にし、措置を講じる体制を構築しておくことが望ましい。	納税課にて全庁的な徴収停止基準を策定予定であり、それに従い事務を進める予定である。	△	自然共生部	斎苑	245-0228	543

## 第20 成年後見手数料事務処理費用(高齢福祉課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
345 意見 【徴収停止】 回収措置の結果如何では、徴収停止手続をとることを検討することが望ましい。	岐阜市債権管理調整会議にて、徴収停止実施基準を策定する予定。全庁的な方針に合わせて対応していく。	△	福祉部	高齢福祉課	2134	544

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第6章 岐阜市債権管理調整会議

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
353 指摘 【督促手数料及び延滞金の徴収状況の検証】 本債権と同様に、それに付随する督促手数料及び延滞金の徴収実績を確認すべく、担当課よりデータを集積し、その上で、担当課において、督促手数料及び延滞金徴収事務が適正になされているかを確認すべきである。	債権の種類によって管理を行っているシステムが異なるため、集約の可否及び、集約方法について調査を行い、実施に向けて今後も継続して検討を行う。	△	財政部	税制課、納税課	3258	545
354 指摘 【消滅時効管理の適正化に向けた取り組み】 時効の起算点等、時効にかかる概念を整理の上(①時効の当初起算点、②時効の中断事由・時期(督促、債務承認、一部弁済など)、③時効期間(解釈による部分も含む))、担当課に対して、正確な情報を提供し、正確な情報による債権管理を徹底させるべきである。	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、時効の起算点、中断事由、期間についても記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	○	財政部	税制課、納税課	3258	545
355 指摘 【事務手続根拠の情報提供・共有及び管理の適正化に向けた取り組み】 担当課に対し、岐阜市債権取扱規則の規定(督促状や債権管理簿の様式等)や地方自治法施行令の規定など、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有し、担当課に事務手続根拠の遵守を徹底させるべきである。	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	○	財政部	税制課、納税課	3258	545

終章 課題と提言

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
357 指摘 【岐阜市債権管理条例の見直し(根拠)】 本監査を契機として、岐阜市債権管理条例の見直しを検討すべきである。仮に、岐阜市において債権管理条例の見直しをしないという判断をするのであれば、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権に関する事務根拠一切を統一的に整理した上で、現場が混乱なく根拠を的確に適用し、適正に実施することに責任を持つべきである。	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	546
358 指摘 【事務手続根拠・基準の明確化(根拠)－私債権における督促状の発付時期】 私債権の督促は、回収措置の前提となり、また、時効中断の効力が生じる(地方自治法第236条第4項)という点でも、極めて重要な事務であり、条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである。公債権にかかる市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条「納期限後20日以内」参照。	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	546
359 指摘 【事務手続根拠・基準の明確化(根拠)－強制執行等】 地方自治法施行令第171条の2(強制執行等)規定の「相当の期間を経過してもなお履行されないとき」という要件につき、根拠にて、「相当の期間」を明確にすべきである。「その他特別の事情があると認める場合」についても、内規等にて、具体的事由を例示するなどして該当する場合を明確にすべきである。	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準を設けるにあたり、「相当の期間」についても協議のうえ、明確にした。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	546

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
360 意見 【事務手続根拠・基準の明確化(根拠)－強制執行等】 強制執行等の手続利用の促進という観点からは、少なくとも、一定の手段については、条例等の事務根拠にて、地方自治法第180条第1項の専決処分として定めることを検討することが望ましい。	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準について策定を行った。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	546
361 意見 【事務処理の根拠・基準の明確化(根拠)－徴収停止】 条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	546
362 意見 【事務処理の根拠・基準の明確化(根拠)－徴収停止】 徴収停止後の措置についても、条例等の事務根拠にて定めることが望ましい。具体的には、徴収停止取り止めの規定、あるいは、徴収停止が一定期間継続した場合に債権放棄を可能とする規定である。	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	547
363 指摘 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)－徴収(大前提)】 岐阜市の公債権を取り扱う全ての課が、自らの取扱債権が適用される条例等の根拠に則り、督促状を発付して、督促手数料及び延滞金を徴収することに責任を持つべきである。私債権も徴収義務根拠があれば同様である。	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本方針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	547
364 指摘 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)－調定】 督促手数料及び延滞金については、一律、事後調定するのではなく、原則どおり調定することができるようになった時点で、調定すべきである。調定が可能な状況であるにもかかわらず、入金に至るまで調定をしないという事務を継続するのであれば、合理的な理由が必要である。少なくとも、岐阜市会計規則第33条の何号に該当するかを検討し、その結果を決裁資料に載せるなどして、事務の適正を担保すべきである。	督促手数料・延滞金を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて今後も継続して検討を行う。 なお、地方税の延滞金については、政令指定都市・中核市において事前調定している市は無かった。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	547
365 指摘 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)－データの公表】 透明性の観点(岐阜市住民自治基本条例第5条、第6条、第8条第1項、同条第2項等参照)からも、少なくとも、毎年度、発生した督促手数料及び延滞金、違約金の金額、徴収状況のデータ等を集積した上、資料として作成し、市民に公表すべきである。	債権の種類によって管理を行っているシステムが異なるため、集約の可否及び、集約方法について調査を行い、実施に向けて今後も継続して検討を行う。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	547

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成30年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成30年4月20日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

指摘及び意見	措置状況(平成29年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
366 意見 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)―私債権の遅延損害金】 公債権との均衡、納期限までに納付する市民との公平の観点から、納期限遅れで督促状を発付しても納付をしない場合には、遅延損害金の徴収をすることを検討することが望ましい。	他都市の遅延損害金の徴収状況について調査を実施し、徴収すべきかどうかについて継続して検討を行う。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	547
367 指摘 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 債務者情報の共有以前の問題として、債権にかかる事務執行において、担当職員が、まずはなすべき措置をとる(原則は回収)、そのために、必要な情報を取得するという意識を持つことを徹底させるべきである。	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。	○	財政部	岐阜市(税制課)	3208	548
368 意見 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 有効性、経済性、効率性の見地より、少なくとも、強制徴収公債権を担当する所管課間で、必要な情報を共有する体制を構築し、実施することが望ましい。	中核市の情報共有方法・範囲について調査を行い、参考となる京都市の運用方法をもとに岐阜市で実施するにあたっての基準の策定に着手した。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	548
369 意見 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 個人情報の取得を可能とすべく、同意による個人情報の取得を積極的に活用することであるとか、あるいは、債権管理条例において個人情報取得条項(地方税法第22条に規定する税務情報を除く。)を設けることなどの手法を検討することが望ましい。 可児市における債権管理条例が参考になると思われる。	中核市の情報共有方法・範囲について調査を行い、参考となる京都市の運用方法をもとに岐阜市で実施するにあたっての基準の策定に着手した。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	548
370 意見 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 有効性、経済性、効率性の見地より、岐阜市債権管理調整会議等において、情報取得方法のノウハウや、官報公告など誰でも取得可能な情報を共有できる体制を構築することが望ましい。	債権取扱課の徴収環境などが各課で異なっており、現状の運用を拡大しつつ、全庁的に統一した運用をできるかどうかを含めて、引き続き検討を行う。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	548